

公立大学法人滋賀県立大学における管理または監督の地位にある職を定める規程

平成 30 年 6 月 12 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 168 号

(趣旨)

第 1 条 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則第 20 条および第 21 条の規定に基づき知事が定めるものについて（平成 30 年(2018 年)3 月 30 日付け滋私大振第 255 号）に基づき管理職手当の支給を受ける地位またはこれに準じる地位として本法人が定めるものの範囲は、公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 27 号）第 12 条に定める管理職手当の支給の対象となる職員とする。

付 則

この規程は、平成 30 年 6 月 12 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。